

令和2年3月9日

神奈川県行政書士会 緑支部会員 各位

神奈川県行政書士会緑支部
支部長 駒井達雄

特別弔慰金請求受付事務 相談員募集のお知らせ

拝啓

支部会員の皆様におかれましては、日ごろより支部活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、神奈川県行政書士会（以下「本会」という）はこの度、横浜市（所管：健康福祉局生活支援課）との間で、第11回特別弔慰金請求受付事務の一部について、業務委託契約を締結する運びとなりました。

そして、横浜市が18区の各区役所に行政書士の派遣の希望を募ったところ、当支部の管内においては、都筑区役所・緑区役所・青葉区役所の全てから、その希望が寄せられたとのことでした。

この受託事務を円滑に処理することは、行政の効率的執行に寄与することに加え、市民へ行政書士という職業をアピールすることにもなります。そして、この事業を成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ戸籍謄本等の判読に精通した相談員が必要です。

つきましては、別紙応募要領により相談員を募集しますので、希望される方はこの要領に従ってお申し込み下さい。

申込書は、緑支部HP (<https://www.gyosei-midori.jp/info-all>) よりダウンロードして、Eメールにてご応募下さい。

【応募先】 宮田相談部長

gyoseishoshinm-office@ae.auone-net.jp

敬具

< 特別弔慰金請求受付事務相談員 応募要領 >

1. 業務内容

弔慰金請求者の戸籍取得に関する相談・指導

2. 業務実施場所

- (1) 都筑区役所 生活支援課
- (2) 緑区役所 生活支援課
- (3) 青葉区役所 生活支援課

3. 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

※都筑区役所は4月30日から開始予定です（緑区役所・青葉区役所は未定です）

4. 実施回数・実施日

各区役所において上記期間内に24回開催します。

期日は各区役所から指定されます（追ってお知らせします）。

5. 業務時間（予定）

下記(1)(2)のいずれかになります。

- (1) 午前9時から午前12時までの3時間
- (2) 午後1時から午後4時までの3時間

6. 応募の資格・条件

- (1) 職務上請求書を1冊全て使用したことがある会員（選考時に提示して頂く場合があります）
またはこれまでの職歴及び業歴等により、上記と同等の戸籍に関する知識があると認められる会員
- (2) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）
- (3) 会員処分を現に受けておらず、かつ、本会及び支部の会費を滞納していない会員
- (4) 指定された研修（下記参照）及び相談日に必ず出席できる会員（相談日の事前交代は可）
- (5) 選考実施の場合に、面接に出席できる会員（面接日は調整します）

7. 募集人員

20名程度（応募者多数の場合には、選考を行います）

8. 日当

8800円／1回（振込手数料を含む）

9. 応募方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記入し、宮田相談部長あてにEメールにてお申し込み下さい。

10. 応募期限

令和2年3月23日（月）必着

11. 選考結果等の通知

応募者に対し、令和2年3月31日（火）迄に、選考結果または面接のご案内をEメールにてお知らせします。

12. 本事業指定研修

日時：令和2年4月18日（土） 13時30分～16時30分

場所：緑公会堂 第2～第4会議室